

認定申請手数料（法第5条第1項から第7項）

区分		住宅1件あたりの手数料額（注1）			
		新築		増築・改築・既存	
		登録住宅評価機関 により基準適合が 認められたもの （注2）	左記以外	登録住宅評価機関 により基準適合が 認められたもの （注2）	左記以外
一戸建ての住宅（注3）		7,000円	39,000円	11,000円	58,000円
共同住宅等 （注4）	5戸以下	14,000円	94,000円	21,000円	142,000円
	6～10戸	25,000円	152,000円	37,000円	228,000円
	11～25戸	38,000円	300,000円	58,000円	450,000円
	26～50戸	67,000円	547,000円	101,000円	820,000円
	51～100戸	109,000円	952,000円	164,000円	1,429,000円
	101～200戸	183,000円	1,764,000円	275,000円	2,646,000円
	201～300戸	228,000円	2,526,000円	343,000円	3,789,000円
	301戸以上	251,000円	3,092,000円	376,000円	4,639,000円

（注1） 共同住宅等（法第5条第4項、第5項又は第7項の規定による認定の申請に係るものを除く）の場合、表の額を認定対象住戸数で割った額となります。（100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額とします）

（注2） 登録住宅評価機関により技術的審査を受けて認定申請する場合は確認書もしくは住宅性能評価書を添付してください。

（注3） 一戸建ての住宅とは、住宅以外の用途に供する部分がないものをいいます。

（注4） 共同住宅等とは、共同住宅、長屋、併用住宅等一戸建ての住宅以外のものをいいます。なお、表中の戸数は建築物全体の戸数です。

変更認定申請手数料

・ 認定を受けた計画内容に変更が生じた場合の変更認定申請（法第8条）

⇒ 上表記載の認定申請手数料の1/2の額

・ 譲受人を決定した場合の変更認定申請（法第9条）

⇒ 1件につき1,800円

地位の承継の承認申請手数料（第10条）

・ 売買や相談等により所有権や建物の管理権限を承継する場合の承認申請

⇒ 1件につき1,800円